

各 位

会 社 名株式会社アイ・アールジャパンホールディングス代表 者名代表取締役社長・CEO寺 下 史 郎(コード番号:6035 東証第一部)

問合せ先 経営企画室長 古 田 温 子 (TEL. 03-3519-6750)

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業変更登録に関するお知らせ

当社の完全子会社であります株式会社アイ・アール ジャパン(以下、「アイ・アールジャパン」といいます。)は、金融商品取引法(以下「法」といいます。)に基づく第一種金融商品取引業につき、取扱業務範囲の拡大を目的とした変更登録を完了いたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 変更登録の内容

アイ・アールジャパンは 2005 年3月に証券代行機関として第一種金融商品取引業者として登録を受けておりますが、この度の変更登録により法第2条第8項第9号に定める「有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」及び法第2条第8項第2号に定める「有価証券の売買の媒介」についても業務の取扱を行うことが可能となります。

「有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」業務に関しては、第三者割当増資のアレンジメント業務を中心に取り扱う予定です。具体的には、上場企業(発行体)に対して、既存の機関株主及び事業会社等を対象とした機動的な資本調達のアレンジをつかさどるプレースメント・エージェント業務を行うことが可能となります。なお、「公募増資等の引受、売出し業務及び決済」業務について行う予定はございません。「有価証券の売買の媒介」業務に関しては、既存の大株主等による株式売却のアレンジメント業務を想定しております。

## 2. 変更登録を行った背景と見通し

アイ・アールジャパンは、日本で唯一無二のエクイティ(株式議決権)・コンサルティング会社として、株式議決権、株主動向に関する圧倒的知見をもとに、IR・SR コンサルティング、FA(Financial Advisor)・PA(Proxy Advisor)を中心とした投資銀行、証券代行を一気通貫で提供できる体制を整えてまいりました。この度の変更登録により、資本政策に関連したファイナンスのアレンジメントを業務に加えることとなり、実質株主判明調査を通じた既存の機関株主とのネットワークを最適に駆使し、発行体が望む、セレクティブな株主へのプレースメントをアレンジするなど、発行体の資本政策において唯一無二のコンサルティングを格段に進化させていきます。

今後も Corporate Identity である「Power of Equity (株式議決権の力)」をゆるぎない武器とし、グループの成長を一層加速させてまいります。

なお、現時点では、本件による当期業績への影響は軽微であります。

以 上